

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和3年10月11日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100229号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100050号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年4月3日から平成7年3月23日に訂正し、平成7年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成7年3月23日から同年4月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年3月23日から同年4月3日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者資格の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年3月23日から同年4月3日まで

② 平成7年5月26日から同年6月1日まで

A社に平成7年3月23日から同年5月末まで勤務し溶接の仕事をした。平成7年4月分及び平成7年5月分の給料支払明細書からは厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の被保険者記録は1か月となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書、雇用保険の記録、既に解散しているA社の事業主の回答及び当時の社会保険事務担当者である事業主の娘の陳述から判断すると、請求者は請求期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時の報酬月額に基づき決

定される標準報酬月額が 24 万円と認められるところ、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 20 万円である。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 7 年 3 月 23 日から同年 4 月 3 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②については、上述の給料支払明細書、雇用保険の記録、A 社の事業主の回答及び当時の社会保険事務担当者である事業主の娘の陳述から判断して、請求者は請求期間②において同社に勤務していたことが確認できない上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100239号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100051号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年4月1日から昭和30年3月31日まで

中学校を卒業後、A社に就職し、請求期間に正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社における勤務について、B社の事業主は、確認できる資料がないものの、請求者が勤務していた旨陳述しており、期間を特定することはできないが、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、請求期間の後の昭和33年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、当該期間に厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたか否かを確認できる資料がない。

また、請求者は、給与を現金でもらう際に給与明細書が付いていなかった旨陳述しているところ、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、B社の事業主は、既に当時のA社の事業主及び事務担当者が死亡している上、賃金台帳等の資料を保管していないことから、不明ではあるものの、請求期間は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険料を給与から控除していないことが推察される旨回答している。

さらに、請求者が記憶する複数の同僚のうちの一人名については、所在を特定することができるものの、請求期間における厚生年金保険料の控除について、回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100252号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100052号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月1日から昭和59年5月1日まで

請求期間について、A事業所にインターンとして勤務したが厚生年金保険被保険者記録がない。当該期間に病院に通っていたので、保険証を持っていたのを記憶している。健康保険料や厚生年金保険料を支払っていたかどうかは資料がなく分からないが、当時の写真があるので、勤務したことは間違いない。調査をして年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和58年8月1日から昭和59年4月30日までの期間について、雇用保険の記録により、請求者がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所については、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないところ、当該事業所の所在地を管轄する法務局は、法人登記が確認できない旨回答している上、請求者が名前を挙げた同僚の証言等から判断すると、当該事業所は、サービスの個人事業所であったと認められることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが推認できる。

また、A事業所の事業主を特定できない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。